

京都大学人文科学研究所開所 75 周年記念 中国宗教文献研究国際シンポジウム

2004 年(平成 16 年)11 月 18 日(木)

京都大学時計台記念館国際交流ホール

日本の古写経と中国仏教文献

一天野山金剛寺蔵平安後期写「録外-5」の成立と流傳を巡って—

落合 俊典

[1] 日本の古写経に見える中国仏教文献

近年確認された日本の古写経に見える中国仏教文献（新出・異本）は以下のように豊富である。筆者は意図的に古逸仏教典籍を探訪してきたわけではないが、義淨の『大唐西域求法高僧伝』の文献学的研究のために敦煌本および日本に伝来する古写本を調査する過程で種々の古逸仏教典籍に巡り合うことになった。

- ① 七寺一切経中の古逸經典（平安後期の書写。12世紀後半）
- ② 金剛寺一切経中の古逸經典（平安後期・鎌倉の書写。11世紀～13世紀）
- ③ 永觀堂禪林寺（京都）
- ④ 真福寺文庫（名古屋）
- ⑤ 高山寺（京都）
- ⑥ 興福寺（奈良）・大谷大学図書館

①七寺一切経中の古逸經典は『貞元入藏錄』に付隨する「不入藏目録」に記載されている經典類 118 部 247 卷の中、43 部 105 卷を書写していたことが古逸經典を残すこととなつた（1～4）。また入藏錄の經典のなかにも現行本（高麗版・宋版・元版・明版）と異なる經典が存在することが判明してきた（5～7）。これは刊本一切経の見直しにつながる発見であろう。

七寺一切経の系統は一律ではないが、全体的には奈良写經系の転写本と考えられる。中には北宋勅版（蜀版・開宝藏）の刊記を有している經論 6 部 6 卷（『七寺古逸經典研究叢書』第 1 卷 460 頁参照）もあるが、刊本からの転写は少数に止まるであろう。

七寺古逸經典の発見された平成 2 年（1990）以来今日まで、七寺一切経 4954 卷中約 700 卷余をマイクロ化した。現在はこれらをデジタル化する作業に取り掛かっているところである。将来、国際仏教学大学院大学（International College for Postgraduate Buddhist Studies）の付属図書館（ICPBS Library）に七寺デジタル資料が配架されるであろう。

1. 『毘羅三昧經』二卷（3～4世紀の成立）

2. 『清淨法行經』一卷（首次）（4～5世紀の成立）
3. 『淨度三昧經』二卷（5世紀の成立。続蔵本・敦煌本と併せて復元）
4. 『三階仏法』五卷（6～7世紀成立。興聖寺本・法隆寺本の欠字を補う）
5. 『馬鳴菩薩伝』一卷（5世紀の成立。現行本は10世紀刊本鏤刻時混入）
6. 『仏說八陽經』（唐代成立。中国撰述經典。書写年代12世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版等）とは異なる。*金剛寺一切經本と同

7. 『仏說安宅神呪經』（唐代成立。中国撰述經典。書写年代12世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版等）・敦煌本とは異なる。*金剛寺一切經本と同

8. その他多数『続高僧伝』は興聖寺本と同系統

*牧田諦亮監・落合俊典編『七寺古逸經典研究叢書』全6巻。大東出版社。1994年～2000年。

②金剛寺一切經中の古逸經典は、現行本（高麗版・宋版・元版・明版）と異なる經典の存在であるが、これらは二種に分類される。一つは、七寺一切經にも見られたように奈良写經の系統本に見られる新出異本（3～5）である。二つは『貞元入藏錄』に記された經題を書写しようとして、誤って類似したタイトルを有する經典を書写したものである（1. 2. 6）。ここには驚愕すべき安世高訳の『十二門經』・『安般守意經』（現行大正蔵本とは異なる。）や、「録外-5」の文献、すなわち五世紀に成立したと推定される中国佛教文献が現存する。

1. 『十二門經』（2世紀成立。安世高訳。書写年代13世紀。）

*梶浦晋氏（京大人文研）発見

2. 『安般守意經』（2世紀成立。安世高訳。書写年代13世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版）とは異なる。*梶浦晋（京大人文研）発見

3. 『陀羅尼雜集』（未詳撰者。成立年不明。書写年代13世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版）と異なる。

*拙稿「『陀羅尼雜集』所収の經典について」

（『國際仏教学大学院大学研究紀要』第6号。59頁～86頁。2003年3月）

4. 『仏說八陽經』（唐代成立。中国撰述經典。書写年代13世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版）とは異なる。*七寺一切經本と同

5. 『仏說安宅神呪經』（唐代成立。中国撰述經典。書写年代13世紀。）

*現行大正蔵本（高麗・宋版）・敦煌本とは異なる。*七寺一切經本と同

6. 「録外-5」（原写本内題：優婆塞五戒法、尾題：優婆塞八戒經。書写年代12世紀）

*本文献は劉宋法顥(416～482)撰『十誦律羯磨雜事』と推定される。

*研究代表者落合俊典編『金剛寺一切經の基礎的研究と新出仏典の研究』（平成12年度～平成15

年度科学研究費補助金 基盤研究(A)(1)研究成果報告書 課題番号 12301001 平成16年3月）

③永觀堂禪林寺には『貞元錄』の古写本等稀覯本を数多く有している。欠本とされてきた唐栖復撰の『法華玄贊要集』卷23の鎌倉時代写本の発見は、中国佛教の研究に資す

るばかりでなく本書の日本仏教に果たした役割も明らかにするであろう。

1. 『法華玄賛要集』卷23 (8~9世紀成立。唐栖復撰。書写年代12~13世紀

*現行続蔵本欠。台湾版54冊。*柴崎照和氏発見。五十嵐隆幸氏翻刻中。

④真福寺文庫には中国仏教文献ばかりではなく、漢書食貨志（国宝）・翰林学士詩集卷二（国宝）など非中国仏教文献も多く有する。近年、阿部泰郎（名古屋大学大学院教授）氏と山崎誠（国文学研究資料館教授）氏を中心とした研究班が精力的に調査を実施し、その成果が刊行（『真福寺善本叢刊』第Ⅰ期・第Ⅱ期。臨川書店）されている。

新たに発見された資料の中、日本の仏教文献であるが、源信の弟子寛印が撰した『開元録隨要抄』（擬題）は東アジア仏教において唯一の『開元録』研究書である。

13世紀初頭の写本である『大毘婆沙論文義次第』（残欠）の奥書には「写本云此書光法師撰或玄奘撰 提秀説」とあるが、二百巻の龐大なアビダルマ仏教論議の必須項目を一巻に整理した内容はまさに玄奘の訳場におけるレジメ的性格の書といえるものである。

また。11世紀の元写本奥書を有する『梁傳大士頌金剛般若經』（残欠）と唐慧忠国師の『般若心經注』合本は宋代の禅仏教研究に資するであろう。

1. 『大毘婆沙論文義次第』（残欠）(7世紀成立。普光法師撰 or 玄奘三蔵撰。書写年代13世紀)

2. 『摩訶般若波羅蜜多心經』(8世紀成立。唐慧忠国師注並序。書写年代11世紀。)

3. 『梁傳大士頌金剛般若經』（残欠）(6世紀成立。書写年代11世紀。)

⑤高山寺にも龐大な仏教文献を有する古刹であるが、真福寺文庫の資料とあわせて唐宋の金剛般若經研究史に新たな資料の追加が可能となった。『大正藏』85巻に収録されている『金剛般若經依天親菩薩論贊略釈秦本義記』（底本：敦煌ペリオ本・P.2159）は巻上ののみであるが、高山寺には上下二巻の南宋刊本が揃っている。

1. 『金剛般若經依天親菩薩論贊略釈秦本義記』巻上・巻下

（南宋刊本）(8世紀成立。知恩撰。)

*現行大正藏本（敦煌ペリオ本・P.2159）は巻上ののみ。*柴崎照和氏指摘。落合確認。

なお、すでに大正期に常盤大定氏の報告文あり。（『支那仏教の研究』1）

*落合俊典「唐代における金剛般若經の注釈書について」

（宮沢正順博士古稀記念『東洋一比較文化論集一』387頁～400頁。青史出版。2004年）

⑥興福寺や大谷大学図書館に蔵されている『金藏論』（残欠）は、『経律異相』や『法苑珠林』などの中国仏教の類書研究に大きく寄与する資料であると共に、日本の『今昔物語集』にも影響を与えたところから日本仏教文学との関連も注目される貴重な文献である。

1. 『金藏論』(6世紀成立。北斎道紀撰。異名：衆經要集金藏論、金藏經)

興福寺本（残欠）：巻6。書写年代平安後期。

大谷大学図書館本（残欠）：卷1・卷2。法隆寺旧蔵。書写年代平安後期。

* 宮井里佳（埼玉工業大学講師）・本井牧子（日本学術振興会特別研究員）を中心とした金蔵論研究会で『金蔵論』の訳注的研究を進めている。

[2] 金剛寺一切経とそのテキスト（書写藍本）

大阪府河内長野市にある天野山金剛寺は行基(668～749)創建の伝承を有する古刹であるが、歴史的文献によってその事実を徵することは難しく、ようやく11世紀になってはじめて傍証が得られる。一般的に古代中世の由緒ある大寺院に共通して存在していた一切経は、その後の戦乱・火災等で消失したものが多いため、幸いにも金剛寺は四千数百巻の経巻を現在まで伝えている。この一切経は同時代に書写されたものではなく、過半は鎌倉中期の書写であるが、古いものは平安中期の11世紀の写経（承暦3年1077年写『大般若経』第四百巻）があるように時間をかけて形成された一切経である。

それでは金剛寺一切経の書写藍本は何であったろうか。金剛寺一切経を一つの単位として捉えることが出来ればこの検証は比較的容易と言えるが、大半が書写経のために一巻ずつ考証する必要が生じる。系統を探る考証は一字一句の精密な文献学的作業を要するが、厳密な正確度を要求しなければ『大正蔵』の脚注に基づく比較対照で十分な方向性は得られると考える。例えば『大正蔵』では高麗版を底本とし宋版・元版・明版の対校本が用いられているが、この他に奈良写経の聖語蔵本が用いられている場合、比較対照に係る作業は容易である。大半は聖語蔵本に相応一致することが判明するからである。

平成16年（2004）10月の段階で七寺本『貞元入蔵録』No.690の『瑜伽師地論』までデジタル撮影が終了した。そのなかで聖語蔵本に一致しない経巻は僅少である。しかし、現在のところ一巻の全紙について校勘したのではなく、平均して二十紙前後ある一巻の内、僅か一紙程度の比較であるので十分信頼できる指標とは言えず、目分量という程度でしかない。けれども、もし巻数が高麗版も宋元明版も同数でありかつ聖語蔵本が異なる場合には、金剛寺本は聖語蔵本に巻立てが相似するが多く、判別は容易である。脚注による各本の比較を行っても面白いように金剛寺本は聖語蔵本に一致する。本稿では個々の経巻に関しての判別を省略するが、金剛寺一切経がデジタル化した暁には各巻にそれらのデータが付されることであろう。

[3] 金剛寺一切経中の「録外-5」について

（1）中国仏教文献・金剛寺本「録外-5」の発見

さて、金剛寺一切経中に貴重な写本—後漢の安世高訳とされ、隋代には散逸したとされ

た『十二門経』一が梶浦晋氏によって発見されて以来本格的な調査が平成12年(2000)4月より開始され、今日まで継続している。本稿ではその後発見された経典のなかの「**録外-5**」と称される文献について報告するものである。録外というのは金剛寺一切経を七寺本『貞元入蔵録』を用いて整理している中で、どれにも該当しない経巻を順次並べたものである。

本書の書誌学的方面を見てみよう。書写奥書は無いが他の金剛寺一切経の経巻と比較して本経巻は平安時代後期の書写と見なされる。表紙は破損し、表紙の残存とも後補とも判定し難い断片の紙(巻出し)が残っているが、そこに墨書で「二校了」と書かれている。二校というのは金剛寺一切経では珍しい。表紙・軸共に欠けるが一紙より十五紙まで本文には脱落はない。虫損が若干見られるが、楮打紙に丁寧に書写されており概ね良好な保存状況にある。虫損のため全画の一部しか残っていないものでもほぼ文字を推定することが可能である。第二紙の法量は縦25.8cm、横50.6cm、界高20.1cm、界巾1.8cm、天界2.8cm、地界3.3cm。一紙28行、一行は概略十七文字を中心として書かれている。外題は無く、内題に「優婆塞五戒法」とあり、尾題が「優婆塞八戒經一卷」となっている。もとより内題と想定された「優婆塞五戒法」は単なる品名程度のものであるから、ここから数えると行数は413行となる。総文字数は7千文字弱、『大正蔵』では5頁程度の分量である。

本経巻は劉宋求那跋摩訳『優婆塞五戒威儀經』(七寺本貞元入蔵録 No.655。大正蔵No.1503)と想定して書写したものと思われる。親本の経題が「優婆塞五戒法」とあったのを『優婆塞五戒威儀經』一巻とみなして書写したのであろう。尾題には「優婆塞八戒經一卷」となっていたのであるから他所の求那跋摩訳と比較検討すべきであったろうが、それは為されなかった。

さて本題に入らなければならない。本書は平成14年(2002)8月の調査で、初めて未知の資料であることが判明したのである。嘗ての七寺古逸經典の調査の場合は、不審の経巻の一部を写し、後日研究室で調べるという悠長な方法をとらざるを得なかつたのであるが、昨今ではCBETAなどのテキストデータの充実に加え縮刷版仏書解説大辞典などがあり校勘作業が飛躍的に向上してきた。さらに金剛寺一切経の調査では学問寺に相応しく2セットの『大正蔵』が金剛寺図書室から提供された。かくして調査現場での価値判断が容易になった。即座にデジタル撮影し読解を開始したのである。もっとも報告書の作成とデジタル化の作業に追われ十分な研究は後日に期待するしかないことは残念である。

(2) 「録外-5」の内容

内題が「優婆塞五戒法」で、尾題が「優婆塞八戒經一卷」となっていることは前述したとおりであるが、これらはいずれも本書の内容を示すタイトルとは言えない。「優婆塞五戒法」については品題もしくは項目であろう。本書の概要を示すと以下のとおりである。

優婆塞五戒法(1行~35行)

受八戒文(36 行～57 行)
出家沙弥十戒法(58 行～105 行)
沙弥尼受六法文(106 行～247 行)
受大戒方法(248 行～413 行)

優婆塞五戒法(1 行～35 行)は、在家の仏教信者、優婆塞が受ける五戒の作法を示している。

受八戒文(36 行～57 行)は、優婆塞が毎月の六齋日に一日一夜を限って八齋戒をたもつことの作法を示している。出家沙弥十戒法(58 行～105 行)は、出家した見習い僧である沙弥が受ける十戒の作法を示している。沙弥尼受六法文(106 行～164 行)は、出家した見習い尼である沙弥尼が十戒を受け、さらに式叉摩那の時の二年間に六法（不得淫・不偷盜・不得故妄語・不得摩触男子・不得違逆汝於和上阿闍梨）を受ける作法を示している。受大戒方法(248 行～413 行)は、式叉摩那が具足戒を受ける作法について示している。なお、これら作法（羯磨）は主に『十誦律』に基づいている。

ところで優婆塞は男子の在家信者であるが、その優婆塞が八戒（八齋戒）を保つべきとの説戒も理解できるとして、次の段階の出家沙弥十戒法で十戒を受けたはずの沙弥が消え、沙弥尼が登場しさらに式叉摩那の学法作法が説かれる。受大戒方法もまた尼僧だけが登場するだけである。本来ならば男子の沙弥が大戒を受ける作法次第が存在して当然であるが何故か見られない。尾題の「優婆塞八戒經一卷」に至っては上記の困惑を一層深めることとなる。

しかし、本書の基本的性格は明白となったであろう。本書が『優婆塞五戒法』でもなく、また『優婆塞八戒經』と称される書物でもない。在家の信者が戒律を受ける方法とその次第が説かれ、さらに出家して段階を経て正式の僧尼になる方法が簡略に示されている書物である。このような書は一般に「～羯磨」と称されるものである。本来の原題が存在していたが、何らかの理由によって失われ現行本の姿に変じたのであろう。

そしてもう一点重要な要素を指摘しておかなければならない。本書は劉宋の釈僧璩撰『十誦羯磨比丘要用』(大正藏 No. 1439. 『大正藏』23 卷 496 頁～503 頁) と極めてよく似ているのである。その構成は二十に分かれている。

1. 受三帰五戒文
2. 受八戒文
3. 乞畜衆羯磨文
4. 受沙弥十戒文
5. 受六法壇文
6. 大比丘尼壇文
7. 入大僧中受具足壇文

8. 受大戒壇文
9. 結小界文
10. 結大界文
11. 結不離衣界文
12. 解大界文
13. 差監為僧執事
14. 受安居文
15. 受七日文
16. 受三十九夜文
17. 一人心念口言布薩文
18. 三人二人三語布薩文
19. 四人以上広布薩時与清淨文
20. 至僧中說清淨文

金剛寺本「録外-5」の品題と相応するのは、3を除いた1から8までである。

[『十誦羯磨比丘要用』]	[金剛寺本「録外-5」]
1. 受三帰五戒文	優婆塞五戒法(1行～35行)
2. 受八戒文	受八戒文(36行～57行)
3. 乞畜衆羯磨文	
4. 受沙弥十戒文	出家沙弥十戒法(58行～105行)
5. 受六法壇文	沙弥尼受六法文(106行～247行)
6. 大比丘尼壇文	受大戒方法(248行～413行)
7. 入大僧中受具足壇文	受大戒方法(248行～413行)
8. 受大戒壇文	受大戒方法(248行～413行)

このなか1の受三帰五戒文と優婆塞五戒法(1行～35行)とを比較してみよう。対応する箇所をゴシック文字にした。釈僧璩撰『十誦羯磨比丘要用』の「受三帰五戒文」は以下の通りである。

受三帰五戒文第一受三帰五戒法白衣初來欲受三帰五戒教禮仏僧胡跪合掌懺悔三業然後受之戒師應教云
我某甲。從今盡壽。歸依佛兩足尊。歸依法無欲尊。歸依僧衆中尊如是三說
我某甲。歸依佛竟。歸依法竟。歸依僧竟。於釈迦牟尼佛法中。樂受五戒為優婆塞。
 当証知如是三說
 汝某甲聽。是佛婆伽婆。釈迦牟尼多陀阿伽度阿羅訶三藐三佛陀。為優婆塞說五戒。凡是優婆塞。當盡壽護持。何等為五。盡壽離殺生是優婆塞戒。是中盡壽離殺生。是事能

持不答能

尽寿離不与取。是優婆塞戒。是中尽寿離不与取。是事能持不答能
尽寿離邪淫。是優婆塞戒。是中尽寿離邪淫。是事能持不答能
尽寿離妄語。是優婆塞戒。是中尽寿離妄語。是事能持不答能
尽寿離飲酒是優婆塞戒。是中尽寿離飲酒。穀酒甘蔗酒葡萄酒。一切能放逸酒。是事能
持不答能

一方、金剛寺本「録外- 5」の対応箇所では次のようにになっている。

- 001 優婆塞五戒法
- 002 大德憶念我某甲帰依佛兩足尊帰依法離
- 003 欲尊帰依僧衆中尊三說
- 004 大德憶念我某甲已帰依佛竟已帰依法竟
- 005 已帰依僧竟優婆塞法攝取我從今日盡形
- 006 壽捨衆生已命帰清淨信三說 此是優婆塞律儀
- 007 次應説制
- 008 佛世尊種種因緣呵嘖殺生讚嘆不殺生乃
- 009 至蟻子不應故奪命何況於人是中佛制盡
- 010 形壽一切時一切處一切急一切難一切方
- 011 便皆不得殺生是事盡形壽一切不得作
- 012 能持不一切答能

ここでは三帰三竟が類似しつつも不殺生の説制が異なっている。けれども『十誦羯磨比丘要用』の「5. 受六法壇文」の箇所を見ると類似した表現が登場している。

仏種種因縁呵責殺生。讚歎不殺乃

至蟻子尚不應殺。何況於人。

(中略)

是事盡壽不應犯。汝能持不。答能

構成は一部非常に相似しているが、しかしそれぞれの箇所の文言は必ずしも一致しない。同じ広律を用い、語句も同様のものを使いながら異なっている部分も多いのである。結局のところ、この両者は全体的に相似しているが同一の集団内における撰述とまでは言えないのではないだろうか。もっとも『十誦羯磨比丘要用』を撰出した劉宋(420~478)の釈僧璩の周辺を洗う必要は倍加している。本書の原題を探るヒントが釈僧璩の周辺に隠されていることは間違いないであろう。

『十誦羯磨比丘要用』の撰者、釈僧瓌は『高僧伝』卷十一の明律に立伝されている。

明律第五 十三人

釈慧猷 釈僧業 釈慧詢 釈僧瓌 釈道儀 釈僧隱 釈道房 釈道營 釈志道
釈法穎 釈法琳 釈智称 釈僧祐

その釈僧瓌伝を引用してみよう。

釈僧瓌四

釈僧瓌。姓朱。吳国人。出家為僧業弟子。總銳衆經尤明十誦。兼善史籍頗製文藻。始住吳虎丘山。宋孝武欽其風聞。勅出京師為僧正悅衆。止于中興寺。時有沙門僧定。自称得不還果。瓌集僧詳斷令現神足。定云。恐犯戒故不現。瓌案律文有四因緣得現神足。一斷疑網。二破邪見。三除惰慢。四成功德。定既虛誑事暴即日明擯。瓌仍著誠衆論以示來葉。瓌既學兼內外又律行無疵。道俗歸依車軌相接。少帝准從受五戒。豫章王子尚崇為法友。袁粲張敷並一遇傾蓋。後移止莊嚴。卒於所住。春秋五十有八。述勝鬘文旨。并撰僧尼要事兩卷。今行於世。

釈僧瓌は十誦に精通し、劉宗の王室からも厚遇せられ僧正悦衆に任せられたという。この文中に記された「僧尼要事両巻」が現行の『十誦羯磨比丘要用』一巻と思われる。現行大蔵本に「宋沙門釈僧瓌於楊都中興寺依律撰出」(『大正蔵』23巻496頁上段)とある文もこれを裏付けることになろう。二巻と一巻の相違はあるが、恐らく同本であろう。

(3) 中国仏教文献・金剛寺本「録外-5」の日本伝来

本書は日本の古刹から出た平安後期の写本であるから、日本撰述の可能性が全く無いとは言えないが日本漢文の有する特長が微塵も見られないので渡来の書として考えるのが順当である。

それでは何時伝來したのであろうか。幸い日本には奈良時代の仏教文献のタイトルを調べる詳細な記録が残っている。正倉院文書によれば『優婆塞五戒法』として記録に5箇所出ている。

天平八年(736)九月二十九日・・・優婆塞五戒法一巻 (『大日本古文書』7巻78頁)

天平九年(737)二月・・・優婆塞五戒法一巻 (『大日本古文書』24巻51頁)

天平九年(737)写經司請經進送文・・・優婆塞五戒法一巻

(『大日本古文書』24巻51頁)

天平勝宝五年(753)五月七日・・・(追筆)

「優婆塞五戒威儀經一巻 ■優婆塞五戒法一巻」

(『大日本古文書』12巻497頁)

天平勝宝五年(753)五月七日類集・・・(附紙)

「四分尼羯磨三卷 比丘尼戒二卷

優婆塞五戒法一卷 在家菩薩經一卷

賢者威儀經二卷

四 右五律九卷同帙 並無開錄 」

(『大日本古文書』12巻511頁)

正倉院文書には経典の書写のために往々紙数が記載されている。もし『優婆塞五戒法』の箇所に紙数が記載されていれば金剛寺本と比較するとき書名と紙数の二つの面から検討することができるのであるが、残念ながら紙数の記載は見られない。しかし恐らく金剛寺本は正倉院文書に記載される『優婆塞五戒法』と同一のものと見なして大過ないと考えられる。天平勝宝五年(753)五月七日類集には「右五律九卷同帙 並無開錄」とあるが、これは「四分尼羯磨三卷」等の五部九卷が『開元録』に無いということである。ただ四分尼羯磨三卷が懐素撰であれば『開元録』に出てくる。

とまれ日本の学僧は『優婆塞五戒法』が『開元録』に見られない経卷であることを指摘していることは重要である。今日、種々の経録等を探しても『優婆塞五戒法』の書名は見当たらない。類似した書名に「優婆塞五戒略論一卷」、「優婆塞五戒相一卷」(優婆塞五戒略論の異名)、「優婆塞五戒威儀經一卷」などがあるが、『優婆塞五戒法』という書名は中国の資料の中から探索できないのである。この事実はどのように考えたらよいであろうか。本書の内容について前節で述べたように本来この書名では内容と一致しないのであるから、新たに内容と一致する書名を想定し、その線上に浮かぶ古逸経卷を俎上に上げる方法が賢明であろう。

(4) 中国佛教文献・金剛寺本「録外-5」の原題

それでは想定されうる書名とはどのようなものであろうか。本書は広律の『十誦律』に依っているものであるから「十誦律」もしくは「十誦」が付されに違いない。また受戒の作法次第の書であるから「羯磨」も題に相応しい。さらに正式の比丘尼となるための次第が記されているので「比丘尼」の語も無ければならない。そして経録上では欠本(無本・闕本)目録に記載されている可能性が大のものであるに違いない。

そのような方向性を持って諸書を繙いていくと驚くことに僧祐の『出三藏記集』巻二の「新集經論録」の中に前述の釈僧燄の撰出書に並んで『十誦律羯磨雜事』一卷なる書名が挙げられている。しかも『大周録』巻十二の「小乘闕本」に『十誦羯磨雜事并要用』一卷が載っている。釈僧燄の撰述書は『十誦羯磨比丘要用』であり紛らわしいが、ここでは「雜事」の有無が区分けのキーワードであろう。『大周録』記載の『十誦羯磨雜事并要用』は『出

三蔵記集』記載の『十誦律羯磨雜事』に相違ない。七世紀末には欠本となった本書も百年前の六世紀末葉にはまだ存在していた。隋の『法經錄』に

衆律別生四 合六部六卷

十誦羯磨一卷一名略要羯磨法

十誦律羯磨雜事一卷

十誦比丘尼戒本一卷

四分羯磨一卷

衣服制法一卷出十誦律

捷槌法一卷出十誦律

右六律並是衆律別生

(『大正藏』55卷140頁下段)

とある。この流れを推測すると次のようになる。即ち、『十誦律羯磨雜事』一巻は四分律優勢の流れに逆らえず七世紀には殆ど顧みるものもいなくなり欠本となった。しかし巻首と、恐らく巻末をも失った写本が『優婆塞五戒法』として残り日本に伝えられた。日本の学僧は『開元錄』に書名を見つけられず価値判断が出来なかった。12世紀になり一切経の書写事業に当たった執筆僧が、或る経蔵に眠っていた本書を『優婆塞五戒威儀經』と誤認し書写したのである、と。

金剛寺本「録外-5」の原題を『十誦律羯磨雜事』と推定したが、その出典の『出三蔵記集』の記述を検討してみたい。同巻二に、

十誦羯磨一卷 或云略要羯磨法十誦律出

右一部。凡一巻。宋景和中。律師釈僧璵僧。於京都撰出。

十誦比丘尼戒本一卷 或云十誦比丘尼大戒

十誦律羯磨雜事一卷。

右二部。凡二巻。宋明帝時。律師釈法顥。於京都撰出。

(『大正藏』55卷13頁上段)

とある。十誦比丘尼戒本一巻は現行『大正藏』では法顥撰となっているが、脚注にあるように宋元明版の法顥が正しい。大正藏No.1437の『十誦比丘尼戒本』一巻である。『十誦比丘尼戒本』一巻と『十誦律羯磨雜事』一巻を劉宋の明帝(465~472)の時に京都(建康)で撰出したという。法顥(416~482)とは如何なる人物であろうか。『高僧伝』巻十一の明律篇に立伝されているので引用してみよう。

釈法顥十

釈法顥。姓索。燉煌人。十三出家為法香弟子。住涼州公府寺。与同学法力俱以律藏知

名。穎伏膺已後。學無再請記在一聞。研精律部博涉經論。元嘉末下都止新亭寺。孝武南下改治此寺。以穎學業兼明。勅為都邑僧正。後辭任還多寶寺。常習定閑房。亦時開律席。及齊高即位。復勅為僧主。資給事事有倍常科。穎以從來信施造經像及藥藏。鎮於長干。齊建元四年卒。春秋六十有七。撰**十誦戒本**并**羯磨**等。

(『大正藏』50卷402頁上段5行~15行)

この僧伝から法穎が律部に詳しいばかりでなくその知識は諸經論に涉り、律の講席も開き劉宋及び齊の帝王からも尊崇されていたという。著述は「**十誦戒本**」や「**羯磨**」等と書かれている。境野黄洋氏も指摘しているが、『出三藏記集』卷二の記事から「**十誦戒本**」は『**十誦比丘戒本**』ではなく『**十誦比丘尼戒本**』一巻であろうし、「**羯磨**」は『**十誦律羯磨雜事**』一巻と推定される(『仏書解説大辞典』第5卷166頁)。

金剛寺本「**録外-5**」の文献は内容からみて『**十誦律羯磨雜事**』という書名に最も近いとしても、それが直ちに法穎撰『**十誦律羯磨雜事**』一巻に結びつくものではない。しかしながら、釈僧璩撰『**十誦羯磨比丘要用**』一巻の構成および文言が相似している事実を重ね合わせると、この推定は一段と現実味を増してくる。そうは言うものの未だ状況証拠の域を出ないことも事実であろう。そこで法穎撰の『**十誦比丘尼戒本**』(『**十誦比丘尼波羅提木叉戒本**』)一巻との比較検討が求められる。ところが、両者における戒律用語が一致することは当然としてもこの比較が容易でない。宋磧沙版の『**十誦比丘尼波羅提木叉戒本**』の撰者号には「宋長干寺沙門釈法穎集出」となっているように『**十誦律**』から「集出」したものであるので法穎自身の文章が容易に判別できないという事情が内在しているからである。高麗版には「説法章」「第二教戒章」「第三会坐章」「第四供養章」「第五和衆章」「第六淨衆章」の章立てが見られるが、『大正藏』の脚注にもあるように宋版や聖語藏には存在しない。これは法穎の文ではないであろう。一見して法穎自身の文と分かるのは見られない。羅什訳出の『**十誦比丘波羅提木叉戒本**』や広律とも相応するので法穎自身の文を抽出するのは容易ではない。

また、敦煌本との比較であるが、土橋秀高氏の『戒律の研究』等も参照して探してみたが、これも本書と関連する資料は見あたらなかった。もとより博搜したわけではないので敦煌本における律資料、特に十誦律関連の写本を丁寧に調べる必要があるであろう。

添付資料の【中国佛教文献 金剛寺藏「**録外-5**」】は影印を上段に、翻刻文を下段に配したものであるが、句点も付きず誤写の訂正も施していない未定稿である。諸賢諸氏の叱正を賜って完成稿を作成したいと考えている。

(了)